（単位：％）

平成31年度（第11年度）	平成32年度（第12年度）	平成33年度（第13年度）	平成34年度（第14年度）	平成35年度（第15年度）	平成36年度（第16年度）	平成37年度（第17年度）	平成38年度（第18年度）	平成39年度（第19年度）	平成40年度（第20年度）	平成41年度（第21年度）
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
68.5	68.9	70.5	72.4	74.3	75.5	76.3	78.7	56.7	35.1	11.6
448.4	422.5	422.7	375.8	325.3	270.7	211.9	166.6	124.9	79.2	34.6

第８　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ

二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

○厚生労働省告示第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年厚生労働省令第三号）附則第六条及び同条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号トの規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則附則第六条及び同条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号トの規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める活動を次のように定める。

平成三十年一月九日

法務大臣　上川　陽子

厚生労働大臣　加藤　勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則附則第六条及び同条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号トの規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める活動

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）附則第六条及び同条の規定により読み替えて適用される規則第十条第二項第三号トの規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動は、次のとおりとする。

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）第十六号、第十七号、第二十号から第二十二号まで又は第二十七号から第二十九号までに掲げる活動

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年１月９日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm	平成29年	ＣＣＢ－2017－２	伊東	デジタル	327枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ－2017－１	日立	〃	298枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－１	青森	〃	683枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－２	遠野	〃	103枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－３	上山	〃	113枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－４	国見	〃	221枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－５	岩沼	〃	430枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－６	広野	〃	114枚

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	面積
数値空中写真（正射画像）	20cm相当	平成29年	ＣＣＢ－2017－２	伊東	211㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ－2017－１	日立	152㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－１	青森	288㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－２	遠野	31㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－３	上山	41㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－４	国見	65㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－５	岩沼	300㎢
〃	〃	〃	ＣＴＯ－2017－６	広野	40㎢

備考　空中写真の刊行日　平成30年１月10日